

## 第 46 号 消費税増税反対を求める意見書提出の件

### 1 消費税増税法を施行しないよう国に意見書をあげること

#### 自民党県議団の採決…**不採択**

本年 8 月 10 日、消費税増税を含む社会保障と税の一体改革関連法が民主・自民・公明 3 党などの賛成多数で成立し、消費税率は平成 26 年 4 月に 8%、27 年 10 月に 10%まで、2 段階で引き上げられる方針が決定しました。

消費税率の引き上げには経済状況の好転が前提であり、法律には経済環境の急変時に増税を見合わせる景気条項が盛り込まれているほか、増税による景気への悪影響を避けるため、財政出動による景気対策を検討する方針も示されました。

また、食料品などの生活必需品の税率を低くする「軽減税率」、所得に応じて減税と現金支給を組み合わせる「給付付き税額控除」の両論が併記されており、それまでの臨時的かつ暫定的措置として、一定以下の収入の人に現金を配る「簡素な給付措置」が検討されるなど、低所得者への配慮が示されています。

また、中小事業者対策として、消費税率の引き上げに際して円滑かつ適正な価格転嫁が可能となるよう、国では対策推進本部を立ち上げ、実態調査の実施や相談体制の整備、普及啓発の推進などから成る対策基本方針をまとめています。

消費税は、基礎年金の国庫負担の 2 分の 1 への引き上げや、今後も増加が見込まれる年金、医療、介護の社会保障給付と少子化対策に充当されることが決まっている。少子高齢化による毎年の社会保障給付の自然増は約 1 兆円に上っており、全額が社会保障制度の安定化と充実に充当される消費税は、受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度の構築には欠かせない安定財源であります。

以上のことから、一方的に消費税増税の反対のみを求める本請願の趣旨には賛同できず、「不採択」を主張しました。